

# 山梨県公報

第二千八百五十二号

平成三十一年

一月十日

木曜日

## 目次

### 告示

○指定希少野生動物植物種及び特定希少野生動物植物種の指定の案……………三

○道路の区域変更(二件)……………四

### 公告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………五

○土地改良区役員の内任(二件)……………五

○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………六

○開発行為に関する工事の完了について(二件)……………六

## 告示

### 山梨県告示第一号

山梨県希少野生動物植物種の保護に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十四号)第八條第一項の規定により、次のとおり指定希少野生動物植物種及び特定希少野生動物植物種を指定したので、同条第二項の規定により、当該指定の案を次のとおり縦覧に供する。  
平成三十一年一月十日

#### 一 指定希少野生動物植物種の指定の案(十五種)

山梨県知事 後藤 斎

|                   |   |
|-------------------|---|
| 指定しようとする希少野生動物植物種 | 指定しようとする理由                                      |
| コシノコバイモ(ユリ科)      | 個体数や生育地が少なく、生育環境の悪化や採取のおそれもあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| ホザキツキヌキノウ(スイカズラ科) | 個体数や生育地が少なく、生育環境の悪化                             |

|                        |  |
|------------------------|--|
| カイコバイモ(ユリ科)            | 個体数や生育地が少なく、生育環境の悪化や採取のおそれもあることから、特に保護を図る必要がある。      |
| ミヤマアケボノソウ(リンドウ科)       | 個体数や生育地が少なく、生育環境の悪化や採取のおそれもあることから、特に保護を図る必要がある。      |
| スルガジヨウロウホトトギス(ユリ科)     | 個体数や生育地が少なく、生育環境の悪化や採取のおそれもあることから、特に保護を図る必要がある。      |
| ベニバナヤマシヤクヤク(ボタン科)      | 個体数や生育地が少なく、生育環境の悪化や採取のおそれもあることから、特に保護を図る必要がある。      |
| アカイシサンショウウオ(サンショウウオ科)  | 個体数が少なく、生息地も局所的であることから、特に保護を図る必要がある。                 |
| ホトケドジョウ(ドジョウ科)         | 個体数や生息地が少なく、生息環境も悪化しつつあり、捕獲のおそれもあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| コヒヨウモンモドキ(チョウ目タテハチヨウ科) | 個体数や生息地が減少し、生息環境も悪化しつつあり、捕獲のおそれもあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| オオイチモンジ(チョウ目タテハチヨウ科)   | 個体数が少なく、減少しつつあり、捕獲のおそれもあることから、特に保護を図る必要がある。          |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| コヒオドシ(チョウ目タテハチョウ科)    | 個体数が少なく、減少しつつあり、捕獲のおそれもあることから、特に保護を図る必要がある。          |
| クモマベニヒカゲ(チョウ目タテハチョウ科) | 個体数や生息地が減少し、生息環境も悪化しつつあり、捕獲のおそれもあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| ミヤマシロチョウ(チョウ目シロチョウ科)  | 個体数や生息地が減少し、生息環境も悪化しつつあり、捕獲のおそれもあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| クモマツマキチョウ(チョウ目シロチョウ科) | 個体数や生息地が減少し、生息環境も悪化しつつあり、捕獲のおそれもあることから、特に保護を図る必要がある。 |
| ベニヒカゲ(チョウ目タテハチョウ科)    | 生息地が減少し、捕獲のおそれもあることから、特に保護を図る必要がある。                  |

二 特定希少野生動植物種の指定の案(七種)

|                   |   |
|-------------------|---|
| 指定しようとする希少野生動植物種  | 指定しようとする理由                              |
| コシノコバイモ(ユリ科)      | 園芸目的の採取等のおそれのある種であり、個体の譲り渡し等を監視する必要がある。 |
| ホザキツキヌキノウ(スイカズラ科) | 園芸目的の採取等のおそれのある種であり、個体の譲り渡し等を監視する必要がある。 |
| カイコバイモ(ユリ科)       | 園芸目的の採取等のおそれのある種であり、個体の譲り渡し等を監視する必要がある。 |

|                    |   |
|--------------------|---|
| ミヤマアケボノソウ(リンドウ科)   | 園芸目的の採取等のおそれのある種であり、個体の譲り渡し等を監視する必要がある。 |
| スルガジョウロウホトトギス(ユリ科) | 園芸目的の採取等のおそれのある種であり、個体の譲り渡し等を監視する必要がある。 |
| ベニバナヤマシヤクヤク(ボタン科)  | 園芸目的の採取等のおそれのある種であり、個体の譲り渡し等を監視する必要がある。 |
| ホトケドジョウ(ドジョウ科)     | 飼育目的の捕獲等のおそれのある種であり、個体の譲り渡し等を監視する必要がある。 |

- 三 縦覧場所 山梨県森林環境部みどり自然課及び各林務環境事務所
- 四 縦覧期間 平成三十一年一月十日から同月二十三日まで
- 五 意見書の提出等
  - 1 利害関係人は、縦覧期間が終了するまでの間に、知事に対して指定の案についての意見書を提出することができる。
  - 2 意見書の提出先 山梨県森林環境部みどり自然課 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十一年一月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月十日

一 道路の種類 県道  
山梨県知事 後 藤 斎

- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

| 区                                     | 間        |          |
|---------------------------------------|----------|----------|
|                                       | 新        | 旧        |
| 中央市臼井阿原字葭原官有無番地先から中央市臼井阿原字上河原五九番三地先まで | 二二三・六〇   | 二二三・六〇   |
|                                       | 一一四・四    | 一一四・四    |
|                                       | 延(メートル)長 | 延(メートル)長 |
|                                       | 三二八・五    | 三二八・五    |

**山梨県告示第三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十一年一月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大月上野原線
- 三 道路の区域

| 区   | 間        |          |
|---|----------|----------|
|   | 新        | 旧        |
| 上野原市上野原字新田倉三〇八六番一地从上野原市上野原字新田倉三〇八六番一地从上野原市上野原字新田倉三〇八三番四地先から | 二二三・〇〇   | 二一七・一〇   |
|   | 二二五・一〇   | 二一七・一〇   |
|   | 延(メートル)長 | 延(メートル)長 |
|   | 八・七      | 八・七      |

**公 告**

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次の

山梨県公報 第二千八百五十二号 平成三十一年一月十日

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成三十年十二月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人山梨県防災士会
- 2 代表者の氏名 松村公二
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市大里町二千四百四十一番地一
- 4 定款に記載された目的 この法人は、会員一人一人のスキルアップと地域防災力の向上を目指し、災害時における支援活動に取組む防災士や市民等への支援を通じて、安全で安心な社会の実現に寄与する事を目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十年十二月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成三十一年一月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 退任

| 役職名 | 氏名   | 住 所                | 退任年月日      |
|-----|------|--------------------|------------|
| 監事  | 功刀光斉 | 韮崎市旭町上條南割二千七百七十二番地 | 平成三十年十二月十日 |

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、徳島堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成三十一年一月十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 退任

|     |      |                    |             |
|-----|------|--------------------|-------------|
| 役職名 | 氏名   | 住 所                | 退任年月日       |
| 監事  | 功刀光斉 | 韮崎市旭町上條南割二千七百七十二番地 | 平成三十年十二月十一日 |

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業穂足地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成三十一年一月十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年二月八日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から平成三十一年二月二十五日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十一年七月十日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業甲斐駒東部地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成三十一年一月十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から平成三十一年二月八日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

- 四 審査請求期間 この公告の日から平成三十一年二月二十五日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十一年七月十日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年一月十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字杏木道下九百四十七番のの一部、九百九十六番のの一部及び九百九十八番のの一部並びに字萩塚千四番のの一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 代表取締役副社長 経営総括本部長 権田与志広

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年一月十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市御坂町二之宮字土取八百十九の一、八百二十八の一、八百二十九、八百三十の一、八百三十一の一、八百三十七の一、八百三十七の四、八百三十七の五、八百四十の四から八百四十の七まで、八百五十一の一、八百五十二の一、八百五十二の三、八百六十一の二及び八百六十四の二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市御坂町二之宮九百二十番地 コニカミノルタオプトプロダクト株式会社 代表取締役 金子真一